

志布志市女性デジタル人材育成支援事業に係る業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年6月

志布志市役所 コミュニティ推進課

【目次】

第1	業務の概要	3
1	業務名	3
2	目的	3
3	業務内容	3
4	選定方法	3
5	契約期間	3
6	提案上限額	3
第2	応募に関する事項	3
1	参加資格	3
2	スケジュール	5
3	参加申込書の提出	5
4	質問および回答	6
5	企画提案書等の提出	6
6	企画提案書等の作成	7
第3	提案評価に関する事項	8
1	審査の実施	8
2	評価	9
第4	契約の締結	9
第5	その他	9
1	留意事項	9
2	問合せ先・提出先	10
	(別記1) 評価基準表	11

第1 業務の概要

1 業務名

志布志市女性デジタル人材育成支援事業

2 目的

デジタル人材の育成を図るとともに、デジタルスキルを活用した場所と時間を自由に選べる働き方「在宅ワーク」を学ぶ機会と就労機会を提供し、出産、育児、介護等により正規雇用での就労を中断した女性のために、多様な働き方を推進することを目的とする。単なるスキルの習得にとどまらず、研修と実務供給を不可分に提供することで確実な「職の確保」を実現し、テレワーカーの育成及び能力開発を行う。また、就労までの伴走支援を行うことで、デジタル分野への就労の実現を確保する。

3 業務内容

別紙「志布志市女性デジタル人材育成支援事業仕様書」のとおり

4 選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式

5 契約期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

6 提案上限額

提案上限額 金 3,085,500 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この金額は事業の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

第2 応募に関する事項

1 参加資格

次の条件のいずれにも該当し、志布志市において実施するプレゼンテーション等に参加できるものとする。

- (1) 志布志市物品又は役務の調達等入札参加資格審査要綱（平成 18 年志布志市告示第 15 号）第 3 条第 1 項に規定する入札参加資格を認められている者（以下、法人等）であること。なお、公募開始時点で認定されていない場合は、参加申込書の提出までに認定を受けること。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないものであること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て又は破産手続開始決定がなされていないこと。
- (7) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 号第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (9) 過去 3 年以内に行政・地方自治体において、就労支援の業務受託実績があること。

※(2)～(7)については、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

2 スケジュール

項目	日程	備考
公募の開始	令和8年6月12日（金）	市ホームページ掲載
質問の受付	令和8年6月12日（金）～ 令和8年6月22日（月）午後5時	
質問の回答	令和8年7月3日（金）	順次、市ホームページへ掲載
参加申込	令和8年6月12日（金）～ 令和8年6月26日（金）午後5時	持参又は郵送 （必着）
企画提案書等の提出	令和8年7月3日（金）～ 令和8年7月13日（月）午後5時	持参又は郵送 （必着）
プレゼンテーション・審査	令和8年7月21日（火）午後	時間等詳細は電子メールにて通知
結果通知	令和8年7月28日（火）（予定）	
契約締結	令和8年8月中	

3 参加申込書の提出

(1) 実施要領、仕様書、各様式等

志布志市ホームページからダウンロードをお願いいたします。

(2) 提出期間

令和8年6月12日（金）から令和8年6月26日（金）午後5時（必着）

※書類の不備による再提出及び修正含む。

(3) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 関連業務実績書（任意様式）

(4) 参加申込書類等の提出方法

上記提出書類について、持参又は郵送により志布志市コミュニティ推進課ダイバーシティ推進グループへ提出すること。持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時15分までとする。郵送の場合は必着とする。

(5) 提出先

下記、第5 その他 2 問合せ先・提出先を参照。

(6) 参加資格確認通知

参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、参加資格がないと認めた場合には、電子メールにより通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(7) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（様式第4号）をコミュニティ推進課ダイバーシティ推進グループへ事前に電話連絡の上、持参又は郵送にて提出すること。

なお、すでに提出された書類は返却しない。

4 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第5号）を電子メールにより提出すること。電子メールによる質問書以外での質問（メール本文内での質問、電話での問い合わせ等）については、一切回答しないものとする。

(1) 質問書の受付

ア 提出期間

令和8年6月12日（金）から令和8年6月22日（月）午後5時まで

イ 質問の送付先

下記、第5 その他 2 問合せ先・提出先を参照。

なお、メールの件名は「【会社名】志布志市女性デジタル人材育成支援事業質問書の送付について」とすること。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年7月3日（金）までに順次志布志市のホームページへ掲載する。

5 企画提案書等の提出

(1) 実施要領、仕様書、各様式等

志布志市ホームページからダウンロードをお願いいたします。

(2) 提出期間

令和8年7月3日（金）から令和8年7月13日（月）午後5時（必着）

(3) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を提出しなければならない。

- ア 企画提出書（様式第2号） 1部
- イ 企画提案書正本（任意様式） 1部
- ウ 企画提案書副本（任意様式） 5部
- エ 見積書（様式第3号） 1部
- オ 見積金額の内訳書（任意様式） 1部

(4) 企画提案書等の提出方法

上記提出書類について、持参又は郵送により志布志市コミュニティ推進課ダイバーシティ推進グループへ提出すること。持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時15分までとする。郵送の場合は必着とする。

(5) 提出先

下記、第5 その他 2 問合せ先・提出先を参照。

6 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書の目次及び構成

- ・本事業への取組
- ・実施体制（運営にかかる人員体制、事業に携わる従事者の事業遂行能力（資格やキャリア等））
- ・安全・個人情報の管理（セキュリティリスクに対する対策、個人情報の管理体制）
- ・学習プログラムの企画・運営（学習プログラムの具体的な内容とその効果、学習プログラム支援の具体的な手法、学習プログラム就労後の効果測定手法及び就職活動への活かし方）
- ・実践プログラムの企画・運営（実践プログラムの具体的な内容とその効果、実践プログラム支援の具体的な手法）
- ・就労支援の企画・運営（就職対策支援の具体的な内容とその効果、企業開拓の具体的な内容と手法、企業開拓先候補の業種・職種の内容）
- ・その他アピールしたい内容

(2) 見積書の作成

ア 見積金額は、見積もった提案金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

イ 構築費用の合計金額は、3,085,500円以内（消費税および地方消費税を含む）とする。

(3) 留意事項

- ・企画提案書は正本、副本ともにカラー刷りとする。
- ・提案は1者につき1つの提案の提出に限るものとし、提出後の書き換え、引き換え及び撤回は認めないものとする。
- ・虚偽の記載をした提出書等は、無効とする。
- ・提案上限額を超える提案書等は、無効とする。
- ・参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

第3 提案評価に関する事項

1 審査の実施

選考は、志布志市プロポーザル方式実施規程に定める評価会が提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）によって行うものとし、次の通り審査を実施する・

(1) 審査方法

オンライン（Microsoft Teams）によるプレゼンテーション審査とする。

(2) 内容

企画書及びプレゼンテーション内容を総合的に審査の上、契約の相手方を決定する。

(3) 審査日

令和8年7月21日（火）午後

(4) 時間

プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とし、20分の企画提案と10分の質疑の時間を設ける。

なお、プレゼンテーションの実施は、令和8年7月21日（火）だが、時間等の詳細は令和8年7月15日（水）までに企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メールで通知するものとする。

(5) 審査結果通知

令和8年7月28日（火）に、プレゼンテーションに参加した参加事業者に電子メールで通知し、市ホームページで公開するものとする。ホームページでは、受託候補者名称と評価点の合計及び次順位以降の評価点の審査得点を公表する。なお、審査結果

や詳細に対する質問や異議申し立ては一切受け付けない。

(6) その他

- ・プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書の受付順とする。時間は別途通知する。
- ・Web 会議ツールの不具合等により審査が困難となった場合、別途日時を指定して実施する。

2 評価

ア 評価は、別記1「評価基準表」により行うものとする。

イ 企画提案書及びプレゼンテーションによる評価の合計点が上位の者を受託候補者に決定し、次に得点の高かった者を次点の契約候補者として決定する。

ウ 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者とする。更に見積金額が同額である場合は、くじ引きとする。

エ 評価会において最低基準（基準点合計の6割）を設けることとし、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

オ 参加事業者が1者の場合も審査は実施し、最低基準を満たす場合に限り、受託候補者とする。

第4 契約の締結

- (1) 受託候補者と業務内容について協議を行い、詳細が確定した上、契約の締結を行う。
- (2) 受託候補者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を受託候補者として契約締結の交渉を行う。

第5 その他

1 留意事項

- (1) プレゼンテーションの参加者が資料作成等に要した費用については、参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合、又は参加辞退届出書の提出があった場合は、参加資格を失う。
- (3) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、当該企画提案書は無効とし、既に受託者に選定され契約を締結した後でも、これを破棄することができるものとする。

- (4) 提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等の返却はしない。
なお、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しないものとする。
- (6) 本要項に定めのない事項については、協議の上、決定する。

2 問合せ先・提出先

志布志市 コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進グループ
〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号（本庁舎3階）
電話番号：099-472-1111（内線342）
FAX番号：099-473-2203
E-mail diversity@city.shibushi.lg.jp

(別記1) 評価基準表

評価項目		評価内容	配点
実施体制	① 運営体制	事業実施にあたり、実施体制、実施スケジュールが整っており、本業務を効果的に実施できる体制か。	5点
	② 業務実施の確実性	過去に類似事業で良好な実績をあげており、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	5点
事業内容	③ デジタル人材育成の講座内容	在宅就労など柔軟な働き方を前提とした就労につながるスキルの提案となっているか。	15点
	④ デジタルスキル習得講座の実施方法	講座の実施にあたり、離脱を防ぐため参加者に寄り添った伴走支援体制が提案されているか。	15点
	⑤ 支援体制	受講者の学習の進捗や理解度を把握し、確実にスキルを習得できるような講座・支援内容となっているか。	15点
	⑥ 就労機会	就労機会（OJTを含む）の提供が図れる体制であるか。多様な求人を提供できる見込みがあるか。	15点
	⑦ 周知・広報	本事業を効率的・効果的に周知し、参加を見込める具体的な集客方法が提案されているか。	10点
	⑧ 効果検証	本事業の目的を理解し、事業の効果を検証するための具体的な方法が提案されているか。	10点
その他	⑨ 全体コスト	適正な額となっているか。	5点
	⑩ 自由提案	本事業をより効果的なものにするために、独自の提案内容となっているか。	5点
合 計			100点